

主要論点	主要論点についてのご意見の例	ご意見に対する生命倫理専門調査会の考え方
<p>2. ヒト受精胚の研究目的の作成</p> <p>・利用について</p>	<p>○倫理、哲学、宗教の面からヒト胚取扱いに反対。</p> <p>○研究目的でのヒト胚の作成は、すべて原則禁止とすべき。</p> <p>○滅失、棄損する前提でヒト胚を作成することは、ヒトの道具化につながるため、研究目的での受精胚作成を認められない。</p> <p>○「生命の萌芽」を実験材料として使うことに反対。</p> <p>○現在の生殖補助医療の実施体制では、不必要な「研究目的のヒト胚作成」を防ぐことができない。現状ではヒト受精胚の作成を禁止すべき。</p> <p>○ヒト胚が生殖産業のように利益の対象になるおそれがある。</p> <p>○不妊治療における受精卵の扱いでさえ問題が起きているのに、臓器を作るとなると、もっと難題が出るおそれがある。</p> <p>○再生医療は経済活性化の大きな柱として挙げられているため、ヒト胚が特許や利潤を得るための「材料」とされることの是非について検討すべき。</p> <p>○何のためヒト胚を研究に用いるのか、何故余剰胚を研究利用してよいのか、説明が不十分。</p> <p>○ヒト胚の使用を実現させたいのなら、一般の人にわかりやすいように説明すべき。</p> <p>○小さな生命に対しての尊厳を失えば、いずれ人間に対しての尊厳も失い、巡り巡って好ましくない社会が到来。人間の一生は、受精の瞬間から死まで一連のものとして考えることが最も簡潔で自然。</p> <p>○「難病のために」と言えば、難病でないとされた疾患に悩む患者は反感を抱き、難病とされた疾患の患者には、自分たちの疾患をヒト胚研究是認の言い訳に利用しないでほしいと思う向きも出るだろう。</p> <p>○ヒト胚の研究利用は余剰胚に限定すべきだが、人クローン胚の作成は容認。</p> <p>○動物とヒトは完全に同じではなく、臨床試験を行わなければわからない部分もある。不必要な動物実験を求め、臨床試験を先送りにすることは許されない。</p> <p>○ヒトと動物の間には大きな壁がある。動物で有効性・安全性が確認できても、ヒトでは確認できない場合も多いため、今すぐ、ヒト受精胚及び人クローン胚の作成を認め、これらを用いた研究を開始するべき。</p> <p>○純粋に多くの人たちが救われることのみを目標とする研究を望む。</p> <p>○難病等で苦しんでいる人達の声を受けば、研究は推進すべきという意見が多数を占めるでしょう。</p> <p>○「よほどの場合」に限定して受精胚、クローン胚含めて研究用の利用を認めるべき。</p> <p>○ヒト受精胚はヒトの生命の萌芽だが、胎児よりも低い位置付けの存在であり、人クローン胚もヒト受精胚と同じ位置付けとみなすべき。ヒト受精胚、人クローン胚の作成は限定的に容認できる(再掲)。</p> <p>○動物も人間も命の尊さは同じ。ヒト胚</p>	<p>ヒト受精胚は、「人の尊厳」という社会の基本的価値を維持するために、特に尊重し手取扱うことが不可欠とされています。よって、研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないことを原則とするともに、その目的如何にかかわらず、ヒト受精胚を損なう取扱いが認められないことを原則とするとされています。</p> <p>しかし、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請も、基本的人権に基づくものとし、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請に応えるためのヒト受精胚の取扱いについては、科学的合理性、人への安全性、社会的妥当性の3条件を全て満たす場合には、たとえ、ヒト受精胚を損なう取扱いであるとしても、例外的に認めざるを得ないとされています。この結果、個々の事例の容認の可否は個別に検討する必要があるものの、生殖補助医療研究目的での作成・利用は容認し得るとされています。</p> <p>また、これらの条件を満たすヒト受精胚の取扱いであっても、人間の道具化・手段化の懸念をもたらさないよう、未受精卵の入手制限等の適切な歯止めを設けることが必要とされています。</p> <p>この際にも、ヒト受精胚の取扱い期間を原始線条の形成前に限定すべきとされています。</p>